

## 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和3年6月10日(木) 午前10時  
開催場所 那珂市議会全員協議会室  
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子  
委員 關 守 委員 寺門 厚  
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光  
欠席委員 な し

### 職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 荘一  
事務局次長 横山 明子 書記 田村 栄里

### 会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文 教育長 大縄 久雄  
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士  
保健福祉部長 平野 敦史 社会福祉課長 綿引 稔  
社会福祉課長補佐 山田 明 こども課長 加藤 裕一  
こども課長補佐 住谷 孝義 保育G長 水野 厚子  
介護長寿課長 萩野谷智通 介護長寿課長補佐 照沼 克美  
健康推進課長 玉川祐美子 健康推進課長補佐 鈴木 伸一  
教育部長 小橋 聡子 生涯学習課長 田口 裕二  
生涯学習課長補佐 柴田 真一

### 会議に付した案件

- (1) 議案第35号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第2号))  
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) かわまちづくり支援制度活用事業の進捗状況について  
…執行部より報告あり
- (4) 請願第1号「安全・安心の医療介護の実現と国民の命と健康を守るための意見書」を  
国に提出することを求める請願  
…趣旨採択すべきもの
- (5) 保育所(小規模保育事業、分園・増築)の設置・運営者の募集について  
…執行部より報告あり
- (6) 那珂市紙おむつ等購入費助成の見直しについて

…執行部より報告あり

(7) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募について

…執行部より報告あり

(8) 調査事項について

…GIGAスクールについて視察日を7月15日（木）に決定

開会（午前10時00分）

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

執行部におかれましては、通常業務とコロナワクチン接種対応と大変忙しいときだと思えますが、本市においては目立ったトラブルも起きていないとのことなので、引き続き円滑、速やかなる接種に向けましてご尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

委員におかれましては、本日の慎重審議をお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきますと思います。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。また本日は、議員、職員の皆様限定となりますがライブ配信を行っております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてくださいと思います。

本日の出席委員は6名であり、欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長代理で副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は保健福祉部も出ておりますので、新型コロナウイルス感染症関係のことで本当に日頃の日常業務大変だと思います。昨日も実際私のところにも電話がありまして、今後どうなっているかという部分の問合せがございました。ただ、皆さん「広報なか」とかホームページを見られていない方がほとんどの方で、かなり心配しているというのが現状であります。各自治体においても茨城県におきましても、市長が新型コロナウイルスに感染をして、またその中で議員と一緒に会食をしていたという新聞記事も出ております。そうした中で、今後、やはり那珂市としましても私たち議員をはじめとしまして、執行部の皆様も新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとっていただきたいと思っております。

また、本日は教育厚生常任委員会、富山委員長、原田副委員長の下、慎重なる審議をさ

れますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、教育厚生常任委員会への出席、誠にお疲れさまでございます。ただいま、副議長と委員長からもありましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては市内の感染状況はほぼ落ち着いている状況にあるのではないかなど考えております。また、ワクチン接種につきましては、市の新型コロナワクチンの集団接種第2弾の申込みが6月15日から受付が開始されます。そうしまして、県のほうの集団接種、これの申込みが6月17日から行われるという予定になってございます。今後も迅速にワクチン接種が行うことができるように取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、執行部からの案件につきましては議案が2件、協議・報告事項が4件でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、皆様、おはようございます。

コロナ禍の中、新年度がスタートして2カ月がたちました。おかげさまで大きな事故等もなく日々の教育活動が進んでおります。

その中でも、国のGIGAスクール構想によって児童生徒一人一人のタブレットの端末の整備が完了いたしまして、既に授業等で使われております。私も5月末から学校訪問が始まったわけですけれども、本当に低学年、1年生がタッチペンを使いながらタブレットでもドリルパークなんかを開きながらやっているという、そういう姿も目の当たりにしてきました。どうぞ、議員の皆様もこれから機会がありましたら、学校のほうを参観していただいて、使用状況、あるいは子供たちの様子を見ていただければなというふうに思います。委員会といたしましても、学校教育、社会教育、感染症対策を継続しながら教育活動を進めていきたいと思っておりますので、議員の皆様には、引き続きご理解・ご支援をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第35号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号））を議

題といたします。

一般会計補正予算は財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うこととします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第35号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費3,073万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費3,015万円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 5ページの子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分の予算について伺います。

必ずこういう給付金には基準日というのがあるかと思うんですが、いつが基準日になるのかを教えてください。

こども課長 こども課長の加藤でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業の基準日と申しますか、支給対象者ですが、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者になります。

以上です。

古川委員 分かりました。何でお聞きしたかと言いますと、例えば那珂市に転出、もしくは転入とかあって、前に例えば住んでいたところでその対象に該当しなくて、那珂市に来たけれども、もう那珂市ではその基準日が過ぎちゃっていたと、そういったことというのがないのかなというちょっと疑問なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

こども課長 お答えいたします。

漏れるということではなくて、以前住んでいるところか、もしくは那珂市に住所を移した場合、どちらかになります。

古川委員 分かりました。これ国の事業ですもんね。ですから、当然市町村によって違うとか  
ということは多分ないんだと思うんで、必ずどちらかでは受けられるはずだということ  
ですね。了解です。

委員長 ほかがございませんか。

寺門委員 5ページの衛生費のほうです。新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、  
交付金としましてワクチン接種医療機関協力金、あと補助金もこれ入っていますけれど  
も、医療機関に対しての補助だと思んですが、どういう内容なんでしょうか。対象と  
その給付額についてお聞かせください。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。よろしく申し上げます。

こちらの新型コロナウイルスワクチン接種事業のまず1つ目、補助金、ワクチン接種体  
制整備、こちらに係る内容につきましては、新型コロナワクチンのワクチンを入れる冷  
凍庫ディープフリーザー、これの設置に伴いまして、自家発電機等の電気工事が伴いま  
すので、そういったところに係る費用の補助金ということで計上をさせていただいてお  
ります。

次に、交付金のほうのワクチン接種医療機関協力金につきましては、ご協力いただける  
医療機関に円滑な実施をお願いするというので、そこに対するお支払いをする形とな  
ります。個別接種協力医療機関26か所、集団接種、別会場を設けて集団的に実施をいた  
だく医療機関が想定としまして5か所と見まして、毎月上限を10万円としてお支払いを  
するといった形を取っております。

以上です。

寺門委員 ワクチン接種体制整備のほうですけれども、冷凍庫設置に伴う電源、電気工事とい  
うことで、これ何か所分なのかということと、ワクチン接種は、医療機関協力金につい  
ては、これ接種が終わるまで、先ほど上限10万円ということで給付ということなんです  
が、それは継続して終わるまで給付していくということになるのでしょうか。2点伺い  
ます。

健康推進課長 まず1点目、ディープフリーザー設置に伴う工事費ですけれども、一応3か所  
を想定しております。医療機関にお支払いします協力金のほうなんですけど、こちら4月  
14日に専決処分ですべて計上させていただいたときには、国のほうでのお示しのほうも9月末  
までに高齢者の接種をとということでしたので、想定としましては一応9月末までの中で  
の金額の計上をさせていただいております。ただ、9月では終わりませんので、その後  
についても検討しております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を集結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案書102ページの次のページをお願いいたします。

議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費208万8,000円。

こちらは図書館における感染症対策として貸出し図書の除菌機を整備するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を集結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

続きまして、かわまちづくり支援制度活用事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口です。ほか3名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料8ページをお願いいたします。

かわまちづくり支援制度活用事業の進捗状況についてでございます。

国の「かわまちづくり支援制度」の活用による那珂川河川敷（戸多地内）の整備状況について報告するものでございます。

1、整備について、こちら令和元年度と令和2年度の整備について記載のほうをしております。工事は令和元年度から開始をされまして、令和元年度には主に国の工事を実施してございます。多目的広場や原っぱ広場を含めた敷地全体の整備、こちらを皮切りにしまして、駐車場や堤防の階段型観客席、ワンドの護岸等の整備を実施しました。また、多目的広場の芝張りにつきましては、委員の皆様もご存じだと思いますけれども、日本サッカー協会からポット芝の提供を受けまして、地元のまちづくり委員会や自治会をはじめ、スポーツ団体や多くの市民の皆様のご参加をいただきまして実施した経緯がございます。

令和2年度でございますけれども、市の事業によりまして原っぱ広場の表面整備や駐車場の整備を実施しております。

次に、2の供用開始（令和4年4月）に向けた令和3年度のスケジュールでございます。整備工事等でございます。今年度は原っぱ広場の芝の種まき、こちらは5月に完了をしております。桜づつみの整備でございますけれども、こちらは桜の植樹とベンチの設置を行う予定です。次に、進入道路の舗装、また常設トイレと倉庫の建設を実施いたします。常設トイレの用地につきましては、5月中に買収が完了してございます。

これらの工事につきましては、出水期を避けまして、11月、早ければ10月頃から実施予定でございます。

次に、その他でございます。施設の名称の募集、こちらは8月末まで募集いたしまして、名称を決定してまいります。次に、設置及び管理に関する条例の制定と完成後の管理に関する関係団体との協定の締結などがございます。こちらは年度内に進めてまいります。また、オープニングイベントの検討などもございます。

このような業務を進めながら、令和4年4月の供用開始に向けて取り組んでまいります。続きまして、9ページの図面をご覧いただきたいと思っております。

赤枠で囲っているところが令和3年度の工事内容となっております。図の左のほうからご説明させていただきますけれども、トイレ用地、こちらに常設型のトイレと物置を設置する予定でございます。その下の桜つつみ、こちらでは桜の植樹とベンチの設置を実施いたします。その右側になりますけれども、進入道路がございます。現道は砂利道になってございますけれども、この道路を舗装整備いたしまして進入道路のほうを確保してまいります。次に、その右側の原っぱ広場、こちらですけれども、芝の種の吹きつけ、こちらは5月中に完了してございます。最後に、その中央下の赤い丸になっているところがございます。当初計画では水遊び場として、くいの設置や飛び石の設置を予定してございました。しかし、令和元年10月の台風19号、こちらの影響で水没いたしまして、その水没した影響で現状がかなり大きく変化してしまいました。その後、常陸河川国道事務所といろいろ協議をしましてまいりましたけれども、現地のほうが泥だまりとなっております。深さも大分深くなってしまい、こちらを整備することで川の流れを阻害してしまうという判断がございました。当初整備のほうを予定しておりましたけれども、こちらの水遊び場の整備のほうについては現状できないという結果になってございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

關委員 何点が質問したいんですけれども、一つは、先日5日ですか、サッカー少年団の方々が芝張りをやったと聞いたんですけれども、それは急遽ですか。芝が何か生えそろえていないとか、ちょっと足りないような状況で芝張りをやったんでしょうか。

それと、もう一つは、これ結構南北にかなり幅があると思うんですけれども、トイレの常設場所が一番端なんですけれども、これはやはり用地確保が難しかったのかどうかという点です。

それと、進入道路を舗装するという今説明がありましたけれども、車の往来というか行き来はできるんですか、ここの舗装する道路。その3点をお聞きしたいと思います。

生涯学習課長 まず1つ目の、芝張りをやった経緯でございます。6月5日にサッカー協会が中心となって芝張りのほうを改めて実施しましたけれども、その芝のちょっと薄くなっている部分なんかもございましたので、サッカー協会のほうでぜひ芝張りを協力してやりたいということでやったものでございます。

続きまして、トイレの用地の件でございますけれども、確かに委員がおっしゃるとおり一番北側のところに常設トイレと倉庫というものを設置することになりました。土地の確保ということもございまして、進入道路が用地を買収した位置と、今回舗装する位置と2か所になってございますので、それらを勘案したところ、桜つつみもございまして、その近くでトイレを設置するというで場所のほうは決定させていただきました。

3つ目の、道路の行き来の件ですけれども、今回舗装を実施します道路につきましては、測量をして舗装するという形になりますけれども、幅員としましては多分3メートル前後ということだと思います。すれ違うにはちょっと厳しいという状況がございますけれども、これまで1本だった進入道路に加えまして、もう1本進入道路を増やすということで、何とか交通の行き来については確保できるのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

關委員 トイレは、例えばサッカー大会とかイベントがあるごとに仮設のトイレなんかも用意する必要性が迫れてくると思うですけれども、そういった点はどうなんですか。

生涯学習課長 今回常設のトイレを設置いたしますので、原則としましてはその常設トイレを使うということで、今のところ仮設のほうを準備するという計画はございません。

以上でございます。

委員長 ほかございませんか。

寺門委員 9ページ、先ほどの水遊び場、当初予定分は大分泥が埋まっちゃって、もう工事といますか整備はしないということなんでしょうか。それとも、時期を見てやるつもりがあるのか、それが1点と、あと、この辺ワンドとか親水護岸もありますけれども、舟おろし場等の景観というのはどうなんでしょう。十分手を下さずに、水害があってから以降の話なんです、そのまま保たれているのか、やはり手を加えなきゃいけないのか、その辺はいかがですか。2点です。

生涯学習課長 お答え申します。

水遊び場の整備についてでございますけれども、5月25日に最終的に常陸河川国道事務所のほうと協議いたしました。その中で、やはり当初計画予定だったところも含めて、少し何かできるかというところも検討したんですけれども、飛び石やくいの設置をすることで流れを阻害するという、また、一昨年の台風19号によりまして予定地に土砂がかなり堆積をしてしましまして、こういった土砂を一度除去して整備をしたとしても、また今後の増水とかによりまして、再度土砂やゴミなどが堆積しまして、またその整備した飛び石やくいが埋没してしまう可能性がかなり大きいということ。また、そういった土砂が堆積したときに、そういったものの撤去費、改修費、そういったことを含めると、今後維持管理に困難が見込まれるという理由から今後設置するのはもう難しいだろうという最終的な結論が出たところでございます。

また、ワンドの景観でございますけれども、図面を見ていただきますと、ワンドのところ親水護岸という表示がございます。こちら、そのコンクリートで打ってあるところで、日常ですと釣りなんかやっている人がいるんです。問題は多目的広場と親水護岸の間、こちらに結構草が生えるので、その草を年に何回か当然草刈りをやる必要があるんですけれども、草刈りをやることでそういった景観などは保たれていくのかなというふうに現状では考えているところでございます。

以上です。

寺門委員 水遊び場はもう整備はしないということですよ。そうすると、子供たちが水と戯れるということもこの公園自体には一つのアイテムとして入っていたわけなんですけれども、その辺は危険性がなく楽しめるのかどうかというのはちょっと気にかかるところなんです。この辺はどうなんでしょうか。

生涯学習課長 正直申しますと、川岸で浅いところはあるんですが、やはり流れが速いので、子供たちが安全に水と戯れて遊べるというような状況のところはまずないというふうに考えてございます。また、今日流れが緩くて水が引いていたとしても、ちょっと雨が降るとやはり水かさがかなり増してしまうので、そういった意味では安全に活動できるところは現状ではちょっと見当たらないという状況でございます。

以上でございます。

寺門委員 やはり川は当然上流の状態もありますので、危険が予想される場合はどうか、もうそういうことを見越して設営というか、要するにもう考え方の中にも入れないということですよ。分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

古川委員 一つ確認なんですけれども、施設の名称募集8月末までされるということなんですけれども、これもうやっているんですか、募集。

生涯学習課長 7月12日の「広報なか」のほうでお知らせをして、募集をしていくという計画でございます。

古川委員 分かりました。これからということですね。これはちなみに総合公園とかと違ってネーミングライツではないですよ。いわゆる市民から愛称を募集するということですね。了解です。

それと、前からこういう機会に質問というかお願いというかさせていただいていたんですけれども、多目的広場とか原っぱ広場の使い方、どういう団体にどういう貸し方をするのかということはどうなんでしょうかということで質問させていただいて、今後協議というか検討というお話だったというふうに記憶しているんですけれども、例えば、そもそもこの事業のきっかけというのはサッカーの少年団、サッカー協会なのか、そういうところからの試合ができるグラウンドを整備してほしいというのがきっかけだったというふうに私は理解しておりますけれども、ですから、そういう団体に優先的に、いわゆる定期利用団体として、例えば毎週土日はその団体にお貸しするのか、それともやはり広く市民に開放するという意味で、抽選なり何なりそういう方法を取って広く開放するのか、そういったところも決まりましたでしょうか。

生涯学習課長 決定したかとおっしゃられますと、まだ決定はしてございません。

ただ、委員おっしゃるとおり、当初サッカー協会のほうからの要望が強いというところで整備のほうを進めたという経緯もございます。その中で当然、6ヘクタールくらい全

体でありますので、そういった芝生の部分の管理というのかなり大変な管理になってまいります。そういったところをサッカー協会のほうが積極的にやりますというふうに今のところおっしゃっていただいておりますので、まず、サッカー協会のほうが優先的に利用するのかなというふうに思っております。ただ、平日につきましては、地元のまちづくり委員会だったり自治会だったり、そういったところでグラウンドゴルフをやったりということもできます。また、立入りを禁止するものではないので、散歩したりちよっと走ったり、投げたり蹴ったりということはグラウンドが空いている状況では自由にできますが、占有するという場合には予約を受け付けて優先的な利用をしていますよというような形にはしていかなければならないのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

もう一つ、これ前々から私の持論なんですけれども、多目的という名のつくものほど使いつらいものはないというのが私の持論なんですけれども、今お話があった、サッカーに使えるんだからほとんどの競技というか球技で使えるんだと思うんですけれども、やれるもの、やれないものというのもやはり決めていかないといけないんだと思うんです。例えば野球とかやっていたいのかどうか、それからバーベキューとかやっていたいのかどうか。そういったところも今後きちんと協議していただきたいなと思います。その辺でもし今、考えがあれば。

生涯学習課長 そうですね、今お話にありましたバーベキューだったり火を使うものとか、そういったものをどうしていくかというのは考えていく必要が十分にあるなというふうに認識しております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

もう一つちょっと気になったのが桜づつみ、ここで花見とかしてもいいんですよ。だから、そういう意味でいうと、私はこの桜づつみ、今さらなんで別にいいですけども、桜づつみ、この場所だけじゃなくて堤防沿いにずーっと桜が植わっていれば、一つの桜の名所になるんじゃないのかなんていうことを思っていたんですけども、そうすれば木があれば当然日陰もできるし、観客とか見る方も木陰で見られるようになるからいいなんて思ったんですけども、そういう考えも今のところないですよ。

生涯学習課長 今その堤防のほうの整備もこちらのかわまちづくりのグラウンドと一緒にしている状況で、国の堤防の整備も終わったところなんですけれども、そちらにその桜をどんどん植えていくということまではこちらでも聞いてございませんので、何とも申し上げられないというようなところでございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を集結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時37分）

委員長 再開いたします。

請願第1号「安全・安心の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願書を朗読させます。

書記 請願第1号「安全・安心の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願。

紹介議員、那珂市議会議員 花島 進。

請願の趣旨になります。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。

請願項目です。

(1) 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

(2) 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

(3) 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

(4) 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

(5) 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

提出者、水戸市城南3-9-20、茨城県医療労働組合連合会、執行委員長後藤朋子。  
2枚目になります。

次のページが意見書になっております。1段目、2段目、3段目につきましては請願と内容は同様となっております。

4段目になります。

私たちは国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項を要請します。下記の内容も請願と同様となっております。

提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

続いて、請願の紹介議員であります花島議員より申出がありましたので、請願内容の説明を5分程度でお願いいたします。

花島議員 請願者の茨城県医療労働組合連合会が本日基幹会議ということで出席できないということで、紹介議員として若干の補足説明をしたいと思っております。

まず、請願者ですが、この組織は茨城県内の医療、介護、福祉労働者による労働組合の連合体です。組織人員は約2,600人と聞いています。7組織18単組あるいは支部、分会からなっています。ちなみに上部団体は日本医療労働組合連合会、あるいは茨城県労働組合総連合になっています。活動の主な目的としては、地域医療や介護、福祉の拡充、医療・介護・福祉労働者の労働条件の改善等ですが、自分たちの組織にかかわらず外の組織についても同様の趣旨で協働をしたり働いたりしているということです。

請願の趣旨について若干の補足をします。

まず、近年の医療体制の縮小政策があります。保健所の統廃合と人員削減については那珂市でも関係があったというのを覚えていらっしゃると思います。また、病床数の減少政策や中堅病院の統廃合施策などが国や県などのイニシアチブで進められているところです。これについては医療費の削減、あるいは医師不足への対応、または医療機関と医療需要の対応との合理化策、つまりこのくらいの需要があるからこのくらいの医療機関でいいという発想、そういうことから進められていると思います。ですが、医療費などの削減は実現しても、人口密度が少ない地域で広く医療を提供するというのを難しくすることにつながっていると思います。また、このような事態、政策を進めた結果、突発事態への対応力が不足になっていると言えらると思います。

このように、平時の医療サービス需要に対して単純に医療供給能力を合わせるという合

理化を進めると、今回の新型コロナウイルス感染症のような新しい事態に対する対応能力が極めて弱くなっています。今回のコロナ禍では1年強の間に1万3,000人を超える方が日本で亡くなっています。経済的な損害も大変大きなものがあります。この損害を考えれば、目先の合理化が本当の合理化にはなっていないということが分かるかと思いません。

もう一つ、請願趣旨に述べるように、近年の20年間にSARS、新型インフルエンザ、MERSも世界を揺るがせました。これら3つの感染症については、我が国は辛うじて水際の防疫に成功しました。しかし、今後も様々な感染症が出現することを想定すべきと考えます。そして、それが今回の新型コロナウイルス感染症のように多くの感染者、被害者を出し、国民や国に大きな損害を与える可能性があることを認識すべきです。現在の新型コロナウイルスパンデミックを単純に最後のパンデミックと見ることはできません。ということから、請願趣旨項目に記した施策で医療体制などの充実を図るよう意見を提出いただきたいというのが趣旨でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、委員より質疑はございませんか。

古川委員 趣旨的には私もそうだなというふうな賛成の立場になれると思います。ただ、ちょっと気になる点を伺います。

請願項目(3)のいわゆる医療従事者を大幅に増員ということなんですけれども、この大幅というのはどの程度のことを言っているのでしょうか。

花島議員 そのところは、どのくらい大幅というところは私から答えられません。申しわけないですが。

古川委員 大幅にというかちょっと曖昧だと要望としてはどうなのかなという気がいたしますけれども、例えば、じゃあ大幅に増員するには、口で言うのは簡単ですけれども、具体的にはどうやったら大幅に増員できるものなのでしょうか。もし分かれば。

花島議員 私の考えですけれども、いろんな施策が必要だと思います。まずは、医療とか福祉関係にお金をかけるということを感じると。これを国、社会全体が必要だと思います。さらに広く言えば、特に医者への教育に係る費用を国の補助などで減らしていくということが必要だと思っています。これは請願者じゃなくて私の考えです。実際には医者にかかわらず私は高等教育全般を国の負担を増やして減らしていくということが必要かなと思っています。

あとは、先の手配と言いますか、健康な生活を送れる施策を強めるということですかね。寿命は延びていっていますけれども、健康寿命は延びているんですが、健康な状態から死ぬまでの期間というのは短くはなっていないんです。ですからその負担というのは必ず残る。なおかつ現在の医療の進歩で非常にお金のかかる医療が増えていますよね。それは命が助かるという点ではいいんですけれども、その負担がある意味では医療費

の負担につながるわけで、そこを何とか比較的低いコストで医療を充実させるということが必要なと思っています。

あとは、増やすためには、一つは、仕事の価値を認めるだけじゃなくて、処遇を上げなきゃいけないですね。医師に関して処遇は結構充実していると思うんですけども、看護師とか福祉関係の仕事については大変な割には給与が少ないというのが現実かと思えます。その辺を改善していく必要があります。ですけども、全て今言ったことはただでできることはなくて、社会がそのようなことはコストがかかるのは当たり前だと考えて、コストをかけるという決断をするということがまず一番に必要なことだと考えています。

古川委員 分かりました。ちょっと大幅にというところが気になるということだけ申し上げておきます。

それから、（５）の社会保障に関わる国民負担軽減というのは具体的に何というのはありますか。

花島議員 これはまず、今の受益者負担とかいう考え方を緩めるということです。一言で言えば、たくさん稼いでいる人からより多くの税をいただいて、福祉とかそこに回していただくということが一番必要なことかと思っています。単純に受益者負担ということになれば、国民負担軽減を図ることはできません。ただ、先ほど言いましたような医者を増やすための教育に対する投資とか、そういうことを国がやれば、それも若干の負担軽減になると思います。

古川委員 ということは、例えば国民健康保険料だとか介護保険料だとか、そういったものの受益者負担分の値下げですか、そういうものを求めているということですか。

花島議員 はい。

古川委員 分かりました。

副委員長 すみません、私も（５）のところが気になったんですけども、ここで今、消費税の問題とかいろいろあると思うんですけども、その減税なんかは、考えておられなくて、あくまでもそういう受益者負担のところを考えておられるということなのでしょうか。

花島議員 消費税については出費に関しては国民の負担軽減ということとは直接はつながらないと思っています。ただ、国の税収という点では、消費税を減らせば当然税収も減ります。ですけども、そこに反対するということじゃないです。先ほど言いましたように、基本的に大変もうけている方から累進課税を強めてしっかりやっていただきたいということです。

武藤委員 全般的に趣旨はとてもよろしいと思ひまして、この内容も（１）も確かに財源確保は大事だと思います。（２）の公立病院も、このようなときにやはり地域医療として大切だと思ひて、（３）についてはこの何%ぐらい増員かと具体的にしてもらえれば

よろしいかと思えます。（４）については、確かに保健所がここも常陸大宮保健所がなくなっちゃいまして大変な思いをしているので、これやはりもう一回再検討をしてもらえればよろしいかと思っております。（５）の国民負担の軽減は具体的に何をというのがちょっと入っていないのが問題なのかなというふうに思っております、その辺りがある程度分かりやすくなればよろしいのかなと思っております。

以上です。

寺門委員 私も趣旨は賛成いたします。というのは、この新型コロナウイルス感染症についてはまさに命のトリアージまで実際には行われているという状態になっているんで、欧米と比べてもベッド数は日本ってそんな遜色ありませんし、医療体制についても医師も看護師も当然数的にはいます。ただ、何て言うんでしょう、ここ具体的に書いてはいないんですけども、公立病院だけが感染症の対策をするところではなくて、このパンデミック状態、国家の危機的状態においてはもっと別な体制で動くべきだなというのは痛切に感じております。50歳、60歳の方は自分の親を外して若い方にECMOを回してくださいというような判断をせざるを得ないというのはとてもやりきれません。何でこれだけ病院があるのに、自衛隊も当然ありますけれども、民間の病院が多数、大きな病院もあります。ただECMOが足りないという話だけで、その地域になくて命が失われていくというのはとても本当に耐えられないことなので、ここに書いてある（１）も医療、介護、福祉に十分な財源確保となるとこれも分かるんです。広範囲にわたって、もう少し絞っていただきたいなというのと、特に感染症に関する研究はもっともお金をつぎ込むべきだし、その辺はこの（４）には書いてあるんですけども、あと防疫体制ですよね。

これ、外国からの流入がそもそもの始まりですから、きちんとできていなくて、現在もできていない状態があるということも、何なんだろうかとというのが非常に思うところでありますので、ここはもっともっと強化をするということで具体的に書いていただければなというふうに思います。

それと、安全・安心な医療、介護提供体制、医師、看護師、医療、その３番目ですね。こちらについても非常事態におけるOBの方々の看護師であり医師の方もいらっしゃいますけれども、現場復帰ですぐ対応はできるというような体制もこれ当然必要になってくると思いますので、この辺がそういうことも含めた意味合いなのかどうかというのは３番をちょっとお聞きしたいんですけども。

花島議員 私、請願提出者じゃないので分からないんですけども、私の考えで言えば、必ずしも資格はあるけれども、仕事に就いていない方をすぐに配置できるようにということではないと思います。私の妹も看護師をやっていたことがあるんですけども、結構仕事を続けていくのが大変なことが多くて、それで辞められる方が多いんですね。ですから、その辺が緩くなっていけばあえて、特別な緊急事態以外は現役の人たちでそこそこ

回っていけるという体制がつくられるはずだと思います。請願の趣旨もそういうことかと考えています。もちろん本当の緊急事態にはそういうことも必要だろうとは思いますが。国は今若干それは手をつけてはいますよね。

寺門委員 もう一つ加えるのであれば、やはり緊急事態における体制をきちんとしなさいよというところは必要だろうと思うんです。これは全般に言われていますけれども、やはりそこが一番欠落するところであるし、そこも要望をしていただくと非常に。全部うまくつながるんじゃないかなと思うんですけれども。

花島議員 主な趣旨としては賛同いただいているようで、いくつかの項目について言い過ぎじゃないかとか、あるいは具体的な提案をという意見が多かったんですが、場合によっては、今回これをそのまま採択せずとも、そういった趣旨を踏まえて新たな意見書をこの委員会で考えていただいてもよろしいかなと思いますけれども、それは請願者の趣旨に対して特に否定するものではないと思いますが、いかがでしょうか。趣旨採択という形にさせていただいて、もう少し練った要求項目を委員会として考える、あるいは、提案せよというのであれば、私が請願者と相談して要求項目の改定案を考えて別の機会に採択を目指すということもよろしいかなと思うんですが。

古川委員 請願項目を我々がいじるわけには本来いけないわけで、ですから、今は個人的に私は趣旨採択かなというふうには思っているんですけれども、であれば、一旦ここを取り下げていただいて、また新たに、もしここ変えてもう一回審議してほしいということであれば出し直していただくという方法も、継続審議だと結局ここに出されたものを継続していくには、根本的なところが変わらないと、継続して審議してもあんまり意味がないのかなという気がするので、ここは趣旨採択にして、その趣旨は我々も賛同しているわけですから、我々というか私は。ですから、そこをもう一度別な形で出していただくのいいのかななんてことも思いますけれども。

つまり、我々が丸かバツか趣旨採択か、この3択しかないと思うんで、ここをこういじて、ああいじてというのは我々がすることではないのかなというふうに思います。

花島議員 私の先ほどの発言の趣旨は、細かいところで異論があるのであれば趣旨採択でこの件は取りあえず置いていただいて、そして、別に委員会として意見書の提案なりする形を提案したんです。ただ、古川委員がおっしゃるように、もう一回出してくれというのであれば、それも請願者と相談してやりたいと思います。

委員長 趣旨採択というのは、現在その趣旨を採択するということは行っていないことなので、一度取り下げていただいて、不採択という形になりますが、よりよきものを再度出してもらうことで採択になる可能性も現在あると、趣旨はもう委員の皆さん理解しておりますので、その細かい部分をやはりきちんとしたものを出していただければ採択になる可能性は十分にあるというご判断だと思うんで、その辺のところどうでしょうか。ここでは採択か不採択、継続にしても同じことの流れなので、それをまた審議するという形に

なってしまうので。

事務局次長 今のお話ですと、今回出されているものに関しては、全ては賛同できないということだと思いますので、一旦これはもう議会のほうで上程されて委員会付託までされていますので、結果を出さないということではできないんです。継続するならば継続という議決をする必要があるんですけども、継続した場合にはこの同じ内容で、ちょっとまだ分からないところがあるからもう少し調べたいとか、そういうことであれば継続ということもあると思うんですけども、そうではなくて、中身に関してもうちょっと具体性のあるものとかそういうものを出してほしいということであれば、今回に関しては不採択ということで一旦終わりにして、また請願者のほうで別のものを出し直すというお考えがあるのであれば、また新たな請願として出していただくという形になるかと思うんですけども、趣旨採択の場合は、趣旨は分かりましたけれども、意見書は出しませんという形になりますので、それでよろしければというか、この委員会の中でそういう意見であれば、それはできないことではありませんが。

花島議員 単純に不採択ということになると、私は口頭で伝えることはできますが、今、議論にあったように趣旨を理解いただいたということがなかなか表に出ないので、趣旨採択という形で意見書出さない、取りあえずこれに関しては。また、もう一回直したやつを出してもらってということもあるよという返答がよろしいかと思うんですけども。

委員長 今の花島議員のご意見を踏まえまして、委員の皆様にお諮りいたします。

武藤委員 皆さん趣旨はご理解しているようですので、花島議員の今の話を聞いてみますと、やはり表に出るという意味では趣旨採択でよろしいのかなというふうに僕は思いますけれども。

以上です。

委員長 ほかに 花島議員への質疑ございませんか。

(「ないです」と呼ぶ声あり)

委員長 以上で説明者への質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 (午前11時03分)

再開 (午前11時15分)

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

武藤委員 先ほどから各委員の意見を聞いてみますと、趣旨は賛成ということですが、私的には(1)から(5)まで大ざっぱにこれでよろしいのかなというふうに思いますけれども、特に(3)と(5)を具体的に数字を掲げるとか、何%とか、どのような国民負担の軽減を図るのかというあたりがもうちょっと具体性があればよろしいのかなというふうな意見が出ておりますので、その辺りのところをよく考案すれば、今回はこの請願の趣旨

の採択というあたりが妥当なのかなというふうに思っております。

以上です。

古川委員 同意見です。

寺門委員 私も趣旨は賛成できますし、あとは請願項目の中で（３）、（５）もありましたけれども、（４）ももう少しちょっと、防疫体制、それからワクチン開発体制等々、感染症に対する部分を強化ということで入れていただければなど、もっとインパクトがあるなというふうに思いますので、趣旨採択ということで考えています。

以上です。

關委員 ほかの委員の皆さんとほぼ同意見です。ただ、ちょっと１点、この請願の趣旨の中で気になる点が、90年代後半から続いてきた社会保障の抑制策ってあるんですが、私もちょっと知識不足なんですけど、抑制してきたわけではないんじゃないかと思うんですけども、低迷とかそういう表現に変えたほうがいいのかとちょっと気がついた点があります。おおむね趣旨は賛成です。

副委員長 私も皆様と大体意見が一緒で、請願項目で何点かちょっと気になるところがあって、ほかの趣旨のほうは賛同ということで大丈夫です。

委員長 私は皆さんと同じように趣旨は理解しております。ただ、この項目、私、正直全てにおいて政府が全部努力してやってくるんですけども、届かないところにあるのがこれなのかなというのは思うんです。医師の確保だって一生懸命努力して、今、茨城県も届いていないという現状の中で、それでもやはり医療費にお金かけてほしいとかという思いは私も理解いたします。ただ、限りある予算の中で国もやはり自治体も同じですが、やっている中で、おもんばければ、今の現状の中では趣旨には賛同できますが、それ以上はというところが私の考えでございます。

意見をまとめますと、趣旨採択ということになりますが、その旨よろしいでしょうか。

（「いいです」と呼ぶ声あり）

委員長 じゃ、趣旨採択といたします。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、趣旨採択と決定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時20分）

再開（午前11時21分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

続きまして、保育所（小規模保育事業、分園・増築）の設置・運営者の募集についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の2ページをご覧ください。

保育所（小規模保育事業、分園・増築）の設置・運営者の募集についてご説明いたします。

令和3年2月に策定しました第2期那珂市子ども・子育て支援計画（待機児童解消等アクションプラン）に基づきまして、新たに保育施設を整備する事業者を募集するため報告をいたします。

まず、1、概要でございますが、記載のとおりとなりますが、昨年度子ども・子育て会議で審議いただいて、待機児童解消等アクションプランを策定しました。その待機児童解消に向けての方向性を決めたところです。アクションプランでは当面の間ゼロから2歳児の保育需要が高い状態での推移が予測されるため、新たに保育施設を整備いたします。

2番、事業者の選定方法についてです。那珂市保育所等運営者選定委員会で応募事業者の提案内容や財務状況等を総合的に審査した上で、提案の採択の可否をプロポーザル方式により決定いたします。

3番、募集施設規模等についてでございます。まず、地域型保育事業、小規模保育事業のA型といいましてゼロ歳から2歳まで19人を2か所、または既存施設の増設・分園、こちらゼロ歳から2歳まで30人未満を1か所と、地域型保育事業、先ほど言いました小規模保育事業A型の1か所のいずれかの組合せといたします。地域型保育事業とは、市で認可するものになりますが、今回は小規模保育事業A型を考えております。A型というのは、保育士の資格を有しなければならないこととなっており、那珂市では保育の質を考慮しA型で考えております。また、既存施設の増築または分園になります。こちらは市内で認可保育所または認定こども園を設置・運営している施設向けの募集になります。分園の定員が原則30人未満となっているため、募集する定員も30人未満としております。

整備地域につきましては、市内全域といたします。ただし、保育需要の高い菅谷地区、五台地区への立地については審査で高く評価をしたいと思っております。

4番、スケジュールでございますが、6月議会で募集についての途中説明や、第1回選定委員会で募集要項を作成し、6月28日から募集を開始したいと考えております。募集期間中、質問等を受付、提出期限を11月15日までとしまして、第2回選定委員会で応募のあった法人の概要説明やプレゼン等のスケジュールを決定いたしまして、12月の第3回選定委員会で各法人のプレゼンや整備地の現地視察等を行い、事業者を決定する流れになります。保育園の開所について、令和4年度は決定した事業者が施工、工事着手に入りまして、年度内に完了しまして、令和5年4月から開所となる予定になっております。

す。

5番、保育所整備に係る財政支援でございますが、補助金等の活用ということで、施設整備の際に補助金を活用する事業者は国の補助金があります。事業者として決定すれば必ず受けられるものではなく、別途協議が必要ですが、整備に係る補助金がございます。事業者負担は4分の1になります。市の負担は通常、国が2分の1、市が4分の1となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。参考でございます。

令和3年4月1日現在、保育施設等利用状況をご説明いたします。

一番上の表でございます管内保育施設の入所状況になります。今年度は国の定義でいう待機児童は各園のご協力もありゼロとなっております。入所者数は合計1,045人となっております、定員1,084人を下回っておりますが、年齢別で見ますと、2歳児、3歳児、5歳児が定員を上回っております。ゼロ歳児以外の入所率が100%近い数字となっております。ゼロ歳児につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響なのか入所者数が34人と大変少なくなっている状況でございます。

次に、真ん中の表が待機児童に計上されない入所保留者の状況となります。一番多いのは特定の保育園を希望する理由で入所保留となっている方となります。年齢別で見ると、1歳児が17人、2歳児が11人となり、低年齢児が多い状況となっております。

次に、一番下の令和3年4月1日現在の保育ニーズ・教育ニーズになります。令和3年4月1日現在の住民基本台帳によりますと、ゼロ歳児が292人となっております300人を下回っております。アクションプランで推計を出しておりますが、ゼロ歳児は令和3年の推計値が344人になっておりました。需要としては27.9%を見込んでおりましたが、結果は12.67%となっております。次に、1歳児、2歳児でございますが、資料では1歳児、2歳児を別々に計算しておりますが、アクションプランでは合わせて計算されておりました、需要は47.78%となっております。こちらの資料の1歳児、2歳児を合わせて計算しますと59.44%となっております、11.64%も伸びております。こちらの結果からも施設整備の必要性は明らかだと考えております。今回の傾向から見ても、ゼロ歳児は新型コロナウイルスの影響が否めませんので予想を立てるのが困難ではございますが、1歳児、2歳児は明らかに需要が伸びている状況がつかめます。

以上のような経緯となっておりますので、施設の設置・運営者を募集するに至っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 ゼロ歳児から2歳児、ゼロ歳児は別としても1歳児、2歳児の需要が非常に高まっているというご説明なんですけれども、例えば、低年齢の児童を対象にした保育所を募

集して造ったとしても、保留になっている方の理由が保育園指定というのが一番多いわけですね。だから、ほかの保育所を造ってもどうなんでしょう。そこに今、待機児童と言われる子供たちがそこに入るんでしょうか。そこが非常に疑問なんです。

確かに評価ポイントとしては菅谷地区とか五台地区のほうに造るところは高く評価することなので、確かにそういう気もするんですけども、造らせておいて子供が入りませんか、かわいそう、かわいそうという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、どうなんでしょう。だったら、既存の入園を希望しているところが、ここにも書いてありますけれども、増設とか分園とか、可能ならばそっちのほう間違いのないんじゃないかなという気がするんですけども、どうでしょう。

こども課長 すみません、待機児童に計上されない入所保留者ということで、保育園指定という理由で入所保留になっている方が多いというところなんですけど、実際に、本当に困っている保護者は保育園指定という場合ではないと私は考えておまして、指定じゃなくても本当に必要な方は、どこの保育所でもそれだけ需要があれば入れていただけるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

古川委員 分かりました。今の課長個人のお考えですか。部長どうですか。

保健福祉部長 キャパシティーがある程度増えるということになれば、もちろん全体で入れる人数が多くなって、待機の方、かなりコアな人はいる可能性はありますけれども、大部分の方、受け入れる枠があるということだけでも、保育に携わる親御さんたちの需要に応えることには間違いなくつながるというところで、この保育所の枠が広がるということは全体として保育を受ける機会につながるということは間違いのないというふうに考えております。

以上です。

古川委員 部長も課長もおっしゃったように、選択肢として増えればその可能性も確かにあるとは思いますが、ですから、反対はできませんけれども、心配ですということだけお伝えしておきます。

武藤委員 これはよく読んでいくと、施設は2か所造るということでよろしいのかな。

こども課長 小規模保育事業A型というものをゼロ歳から2歳までが19人なんですけれども、そちらを2か所。もしくは既存の施設の増設・分園、ゼロ歳から2歳まで30人未満なんですけれども、そちらを1か所と小規模保育事業A型の1か所なので、2か所ということになります。

副委員長 こちらの既存施設の増設・分園1か所とありますけれども、やはりこちらも候補というか、何かそういう打診とかはなく、そういう申出があれば検討していきますというような感じなのではないでしょうか。

こども課長 6月28日から募集いたしますので、そちらで手を挙げていただける事業者があれ

ば、そちらをいろいろ様式等提案理由とかを出していただきまして、そちらで審査して決めるということです。

副委員長 分かりました。何かどうしてもやはり人気の地区と子供たちの多い地区といろいろ分かれてしまうと思うんです。自宅に近いか、あと通勤に便利なところとか、立地条件とかすごく大事だと思っているので、もし、であれば、何か応募が多い保育所の増園が何か望ましいのかなと私は思ったんですけれども。

以上です。

寺門委員 待機児童に計上されない入所保留の方が33名ということで、2歳児の方が11名、1歳児が17名ということですが、現在も各保育所を見ると2歳児はもう満杯状態ですよ、どこも受入先がないと。ということは、当然11名は浮いたままということですよ。同じように1歳児もそうなんでしょうけれども、とすると、親御さんは大変な騒ぎをしているわけなので、これ一時預かりで仮に二、三カ月待って入れるという可能性があるのであれば待つんでしょうけれども、今もう4、5、6月ですから、この先どこの保育園も2歳児についてはもう空きがないというような状態に間違いないと思うんですが、それについて、じゃ、応急処置として仮にどこかの認可保育園なり認可外もあるんでしょうけれども、そこへ預けるということになると、丸々自己負担が当然出てくるわけなんですよけれども、非常に厳しい状態だなというのが一つあるのと、その辺は理解されているかどうかといのをまず1点と、市外へ通園されている児童たち、もしくは乳児もいると思うんですけれども、この辺はどれぐらいいるんですか。ちょっと2点、取りあえずお聞きします。

こども課長 すみません、まず2歳児の保育状況でございますが、資料のとおり定員以上預かっている状況でございますので、正直これ以上預かれないという状況はこちらでも認識はしておりますので、何とかしなければいけないとは思っているんですが、なかなか難しいという状況でございます。

それから、市外の利用者数でございますが、下の表で2歳児に関していいますと市外の利用者数が19人ということになっております。

以上です。

寺門委員 分かりました。市外からこちらへ来る方よりも、こちらから向こうへ出向いて預けているというのが多いということですよ。ないとなると市外を使わざるを得ないとなるんですけれども、その辺も。これは指定ということで理由が書いてありますけれども、当然教育方針もおありになるでしょうから個人差があると思いますけれども、なかなか難しいところですよ。

もう一つ、これ令和5年ですよ、保育園開所は。新しく今年決めてということは、また来年同じような現象が起きるという話になりますよね。以前計画のときにお聞きしたんですけれども、当然空白が出るんですよ。隠れ待機とはいえ実際入れない方が

いらっしゃると。来年も当然市外から転入者の方もいますし、そうすると、どうなんでしょう、また待機児童が増えてということになって、ずっと令和5年、6年ぐらいまでこの状態が続く。出生数は少なくなるにしろ、ゼロ、1、2歳は当然今度1歳、2歳と続いていくわけなので。この辺を応急処置と長期的な処置というのは当然考えられているんで、令和5年については間違いなく対処できるよということにはなるんでしょうけれども、来年どうするかというところについてちょっと心配があるんですよね。じゃ、できるまで待っておいてくださいということになるのか、その辺はどう考えているんですか。救済策はないんですか。

こども課長 今でもそうなんですけれども、定員以上にお預かりしている、弾力運用というんですけれども、それをもうちょっとできる施設であればそれをやっていただくとか、あとはこちら認可内の施設の集計なんですけれども、認可外もあるんですが、認可外のほうに協力していただくとかという方法はあります。その程度ぐらいしかないんですけれども……

寺門委員 救済策として認可外利用の場合はということで何か支援策を考えるというお話と捉えてよろしいですか。

こども課長 今のところ認可外保育所等をご紹介するというような程度でございます。

寺門委員 当然認可外ですと、保育園指定で待たれている親御さんにとっては利用するのかわかるところもちょっと難しい部分が出てくるんだろうなという推測がつかますけれども、いずれにしても、預けないと働けないという方に対しては、何らかやはり手を打っていただきたいんです。それは検討いただけますか。

こども課長 先ほども申しましたけれども、弾力的運用ですか、その辺をもうちょっとやっていただければやっていたとことと、やはりさっきと同じになってしまいますけれども、認可外保育所をご紹介して、そこでいいという方であればそこでやっていただくというようなこと、今のところそういう状況でございます。

寺門委員 特別枠をお願いをするということになるとは思うんですが、当然それは配置の問題も絡んでくるので、当然6人に1人ですから、その辺の保育士の数の問題も当然絡んできますので、1歳から3歳というのは。その辺もきちんと考慮してあげていただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

保育G長 保育施設のほうに弾力化という形でご協力をいただいているところでもあるんですけれども、昨年9月から子育てコンシェルジュといいまして、子育ての施設の相談とかを受けていただける保育士をこども課のほうで設置しております。そのような方に保護者のほうからニーズを確認しながら、適切なところの施設をご案内しているところで、2歳児のお子様については満3歳児になれば幼稚園のほうに入園するとか、そういったことも可能性がありますので、保育園に限らずほかの利用ができないかという形で、保育園のほうに固まらないような形を取っているところです。

寺門委員 認定こども園も今年からですか、1園できましたけれども、3歳からの需要ということはそれはもうほぼ大体満杯状態ですから、そちらもちょっと考えての認定保育園だと思うんですが、分かりました。

この増設といいますか、小規模保育事業A型2か所、もしくは既存施設でというところなので、先ほど言われた既存施設のほうもぜひ優先的に造っていただけるようお願いをしていただきたいなど。その際には、やはり適正配置ですとか、保育士の確保の面等々も十分ご協力のほういただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を集結いたします。

暫時休憩いたします。施行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時46分）

再開（午前11時47分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課、社会福祉課が出席いたしました。

続きまして、那珂市紙おむつ等購入費助成の見直しについてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。

なお、紙おむつ等購入費助成の見直しにつきましては、障がい者に関する内容も含まれておりますので、障がい者担当である社会福祉課も同席させていただいております。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いたします。

介護長寿課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

那珂市紙おむつ等購入費助成の見直しにつきましては常任委員会資料4ページから6ページまでとなっております。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

介護保険法第115条の45第3項に規定する家族介護支援事業につきましては、令和3年4月から介護用品の助成に係る事業の取扱いが改正されまして、市民税課税世帯のうち本人課税の利用者は助成の対象外となりました。この国の制度改正を踏まえまして、本市の高齢者に係る紙おむつ等購入費助成を段階的に見直しますとともに、障がい者に係る助成につきましても併せて見直しを行うため、その内容について報告するものでございます。

初めに、1、これまでの国の見直し内容についてご説明いたします。

(1) 第6期介護保険事業計画、平成27年度から3カ年の計画でございます。地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給に係る事業につきまして、原則として任意事業の対象外と見直されましたが、平成26年度時点において当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えないということで示されたところであります。

さらに、(2)の第7期介護保険事業計画、こちらにつきましては平成30年度からの3カ年計画です。低所得世帯等への影響も考慮しつつ任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を実施要件とし、延長が認められたところです。

そして、(3)第8期介護保険事業計画、こちらにつきましては本年度からの3カ年計画でございます。これまでの経緯を踏まえ、市民税課税世帯のうち本人課税の利用者は対象外と見直されまして、併せて国・県からの交付金も廃止となっているところです。また、介護用品の支給に係る事業につきましては、廃止・縮小に向けた具体的な方策について引き続き十分な検討を進めることということが示されているところでございます。

続きまして、2、現行の市助成制度の概要でございます。

(1) 対象者ですが、次に記載しておりますアからウのいずれかに該当する方を在宅で介護している家族としております。

(2) 助成額になりますが、助成券は1枚1,000円となっております。市民税課税世帯の家族には1期につき12枚、市民税非課税世帯の家族には1期につき24枚を交付してございます。年3期の申請期間がございますので、市民税課税世帯の家族には最大3万6,000円、非課税世帯の家族には最大7万2,000円の助成券を交付しているところでございます。

続きまして、見直し内容でございます。別紙資料により説明させていただきますので、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度の欄につきましては、現行の市助成制度になっております。令和4年度以降、下線のある箇所が見直しをする内容でございます。

まず、対象者、高齢者の欄をご覧ください。令和4年度以降、国の見直しに合わせまして、市民税課税世帯のうち本人課税に該当する家族を助成の対象外としております。その他につきましては、令和5年度まで変更はございません。令和6年度ですが、第8期介護保険事業計画におきまして、国からこれまでの経緯を踏まえ、縮小・廃止に向けた具体的方策について検討を進めることと示されておりますことから、縮小・廃止と記載をさせていただいております。なお、令和6年度以降の国の方針や見直し内容等につきましては、令和5年度中に新たに示されるものと考えております。

続きまして、対象者、障がい者の欄をご覧ください。

令和4年度以降高齢者に合わせた形で、市民税課税世帯のうち、本人課税に該当する家

族を助成の対象外としております。令和5年度には本人非課税・世帯員課税に該当する家族を助成の対象外といたしますとともに、非課税世帯に対する助成額を1期2万4,000円から1万2,000円に見直し、令和6年度以降助成制度を廃止いたします。

最後になりますが、4、今後のスケジュールでございます。前のページの5ページをお開き願います。

紙おむつ等購入費助成の申請につきましては、4月、8月、12月からの年3期で受付しております。第2期の申請受付が8月から始まりますので、申請者に対し、市助成制度の変更内容を周知、説明してまいります。また、令和3年度中に高齢者、障がい者ごとに要項を見直しいたしまして、令和4年4月1日から施行するというスケジュールになっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 これ今、この対象になっている方って本市内に何人ぐらい。この助成制度を使っている方というのは分かりますか。

介護長寿課長 令和2年の実績になります。高齢者分が30人になっております。

委員長 ぜひとも、時間もありますので丁寧な説明で、何もなくなっちゃう、最後は6年には廃止になっちゃうわけですから、丁寧な説明のほどよろしくお願いいたします。

ほか、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を集結いたします。

続きまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 それでは、常任委員会資料7ページをお開きいただきたいと思います。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募についてご説明いたします。説明に際しましては、通称名であるグループホームで統一をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本年3月に策定いたしました那珂市高齢者保健福祉計画に基づきまして、グループホームを整備する事業者の公募を実施するため、その内容について報告をするものでございます。

初めに、1、概要です。認知症により在宅での生活が困難となる高齢者の増加が見込まれているため、那珂市高齢者保健福祉計画期間中である令和5年度までにグループホームを2ユニット（18床）を段階的に整備いたします。事業者公募及び整備の年度につき

ましては、次に記載いたしました（１）、（２）のとおりでございます。

続きまして、２、令和３年度のスケジュールでございます。まず、７月から８月にかけて事業者の公募を行います。その後、書類審査を実施、また、応募事業者によるプレゼンテーションを行います。１０月に事業者を決定する予定になっております。令和４年度につきましても本年度と同様のスケジュールで実施してまいりたいと考えてございます。

続きまして、３、事業者の選定機関でございます。（１）地域密着型サービス整備審査委員会、（２）地域密着型サービス運営委員会の２つの委員会により事業者を決定いたします。（１）の地域密着型サービス整備審査委員会は庁内で構成される委員会でございます。応募事業者によるプレゼンテーションの審査、採点等を行う機関となります。（２）の地域密着型サービス運営委員会は、医師や介護サービス事業者、学識経験者等の外部の委員で構成される委員会でございます。また、（１）の整備審査委員会において審査した内容や採点結果等についてご審議いただくとともに、事業予定者として適当であるか否かについて市長に意見を述べる機関となっております。

最後になりますが、グループホームの整備に係る財政支援でございます。補助率が10分の10であります。茨城県地域医療介護総合確保基金事業を活用いたします。参考までに、令和２年度の補助の内容を記載させていただいておりますが、施設整備補助につきましては下限が1,500万円、上限が3,360万円、開設準備経費補助につきましては1人当たりが83万9,000円でございます。9床分でございますので755万1,000円という内容でございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 概要のところに、認知症により在宅での生活が困難となる高齢者の増加が見込まれるためとありますが、現状ではどうなんですか。子供で言えば待機児童みたいな、そういう入れない方というのが現状でもあるんですか。

介護長寿課長 ６月１日現在でございますが、現在、グループホームに入る待機者、待っている方は延べ人数になります。60人いらっしゃいます。延べ人数というのは、複数施設に応募されている方がいらっしゃいますので、実人数のほうの確認は取れていないのですが、60人の待機があるということです。

古川委員 そうしますと、18床じゃ足りないんじゃないんですかということになるんですけれども、どうなんですか。

介護長寿課長 こちらにつきましては、あくまでも那珂市高齢者保健福祉計画のほうに計上しまして、段階的に整備していくと。一気に造ってしまいますと給付費のほうは跳ね上がってしまったり、保険料が上がってしまったり、そういうことも考えられますので、1

ユニットずつ給付費のほうで平準化するような形で整備していきたいというふうを考えてございます。

古川委員 分かりました。例えば特別養護老人ホーム、特養とかだと要介護3以上とかという何か基準がありますよね。このグループホームに入るのには何かそういった基準ってあるんですか。例えば認知症で生活が困難というのはどのぐらいのことを言うのか、何かそういう基準みたいなものがあるんでしょうか。

介護長寿課長 こちらの施設に入れる方につきましては、要支援2、それから要介護を認定されている方が入所できることになってございます。

委員長 ほかございせんか。

古川委員 ちょっと認知症と要介護のレベルの関係がよく分からないんですけれども、例えば認知症というと必ず要介護になるものなのですか。

介護長寿課長 基準は要支援2からになっておりますので、認知症の症状が軽ければ要支援2にはなるのかなとは思っております。

介護長寿課長補佐 補足させていただきますと、まず前提として認知症の診断を受けていることというところがまず入ってきます。その中でやはり認知症の程度に応じて要支援だったり要介護だったりという方がいるかとは思いますが、基本的には医師の診断の基に認知症の診断を受けた方で要支援2以上の方が入所できるという施設になっております。

古川委員 ということは、認知症の診断と、また要支援とか要介護というのはまた別だということですね。でも、別なんだけれども、認知症と診断され、かつ要支援2以上じゃないと入れないということなのね。

介護長寿課長 古川委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかございせんか。

寺門委員 毎年9床ずつグループホームを造るということで、先ほど給付金の問題云々という話があったんですが、これは入所される方の負担が増えるということなのか、市のほうの予算的にそちらの介護保険だとかその他が増えるのか、それはどちらなんですか。

介護長寿課長 グループホームができることで給付費のほうが増えます。給付費が増えますと、結果的に言いますと、給付費の第1号被保険者の保険料というのが給付費の23%を徴収することになりますので、必然的に保険料のほうも段階的に引き上がってしまうという結果になっております。

寺門委員 待機されている方が60人ということで現実にはいらっしゃるんで、毎年9床ずつ造って給付金負担云々というレベルの問題ではないと思うんですけれども、その辺はどう考えているんですか。一緒に造っちゃってもいいんじゃないかなという気はするんですけれども、18床。それでも足りないという状況なんでしょう。その辺はどう考えているんですか、今。

介護長寿課長 こちらにつきましては、確かに18床一気に造ってしまうという考えもあると思

いますが、やはり給付費の平準化、それと当初の計画している那珂市高齢者保健福祉計画につきましても段階的に整備をしていくということで目標掲げておりますので、段階的に造っていききたいというふうに考えております。

寺門委員 計画だから段階的でそれが一番効率的だよという話なんですけれども、現実困っている方がいれば何か手を打つ必要があるんじゃないですか。その辺はもう計画で組んだからもう段階的にやるということなんですか。あくまでも現状はしゃあないと、そういうことですか。

介護長寿課長 内容等につきましては今のご意見も踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えます。

寺門委員 やはり十分検討していただきたいんですね。計画で組んだから毎年9床ずつ造っていきますじゃなくて、現状よく見ていただいて、現実に60名もいらっしゃるのであれば、早く手を打っていただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を集結いたします。

以上で付託されました執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、大変ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時56分）

委員長 再開いたします。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

先月開催した教育厚生常任委員会で、今年度の調査事項をGIGAスクールについてと決定いたしました。1人1台のタブレット端末が導入された授業の視察について、学校の夏休み前までに実施を予定しております。

そこで、本日は視察の日程調整を行いたいと思います。

視察は1日で、小学校1校、中学校1校を予定しております。既に教育委員会より視察候補日として7月15日木曜の午前中が視察可能というお話がありました。皆様のご都合聞かせいただきます。

(複数の発言あり)

委員長 一応いろいろ当たっていただいたんですが、問題なしで。

(複数の発言あり)

寺門委員 小学校も中学校も指定なの。

委員長 指定で、午前中で。まだ学校は決まっておりません。教育委員会のほうで、同行日が。

それでは、視察日を7月15日木曜日といたします。

視察先の学校や詳細の時間については、教育委員会の調整の上、改めてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

古川委員 これは事務局にちょっとお願いなんですけれども、先ほどの冒頭の教育長からのご挨拶でも、ぜひいらしてくださいというなお話がありましたけれども、学校が忙しいのは僕よく分かっているので、なるべく視察に対しても学校の負担とならないように、できれば学校の先生にお願いしなきゃいけない部分は当然ありますけれども、教育委員会とか指導室とかのほうで対応できるのであれば、そういう形でしていただきたいなということはお願しておきます。

委員長 本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会（午後0時10分）

令和3年8月24日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪